八十六、株式会社聖和趣味の会に対する件

昭和四十四年(排)第十五号

排除命令

大阪府大阪市天王寺区勝山通二丁目二百七十五番地

株式会社聖和趣味の会

右代表者　代表取締役　篠原芳見

当委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一、株式会社聖和趣味の会は、その販売する陶製人形およびこれと同種の商品の小売価格について、今後、架空の比較対照価格を併記することにより、当該商品の小売価格が取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしてはならない。

二、同社は、昭和四十三年三月新聞販売店を通じて新聞に折り込んだ陶製人形の頒布販売についての私製ハガキの配布をうけた一般消費者の誤認を排除するためにすみやかに、当該私製ハガキに記載した「市価一、〇〇〇円～一、五〇〇円」は、架空の価格であつて、通常の小売価格は三百円程度であることを広告しなければならない。この広告については、あらか

じめ、当委員会の承認を受けなければならない。

三、同社は前項に基づいてした広告について、遅滞なく文書をもつて当委員会に報告しなければならない。

事　実

株式会社聖和趣味の会（以下「聖和趣味の会」という。）は、肩書地に事務所を置き、陶製人形、香水およびエプロンその他の商品の販売業を営む事業者である。

聖和趣味の会は陶製人形の頒布販売について、昭和四十三年三月に表面に注文書をかねた私製はがきを印刷し、裏面に陶製人形の販売価格等を記載したうえ、当該人形の写真を掲載したチラシ（別添写）約百万枚を新聞販売店を通じて朝日新聞、サンケイ新聞および京都新聞に折り込み、京都市、大阪市およびその周辺の地域におけるこれらの新聞の購読者である一般消費者に配布した。

聖和趣味の会は陶製人形について、前記チラシに「夕映え頒布会」と称して、「創業一〇周年記念三、〇〇〇名様限り」また当該人形について「市価一、〇〇〇円～一、五〇〇円」、「頒布価格毎月三八〇円」および「一括配付（一五体揃）五、五〇〇円」で販売する旨記載している。

しかるに同会は、岐阜県多治見市所在の窯元に対し、四万八千体（一五体揃）の素地の製造およびそのうちの四万六千体の絵付けを委託したが、その価格は、一体につき素地代九十円、絵付代三十円である。

また、同会は前記四万八千体のうち、「柿取り」および「黒田節」と称する人形各一千体の絵付けを福岡県博多市所在の業者に委託したが、その絵付代は一体につき百四十円である。

しかして、当該陶製人形は一般小売店または百貨店が販売する場合には通常の小売価格は一体あたり三百円程度であつて、実際の頒布価格三百八十円に比較対照して表示した市価一、〇〇〇円～一、五〇〇円は架空の価格である。

よつて、聖和趣味の会は、その販売する商品の価格について実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしているものであつて、かかる行為は、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる。

法の適用

前記事実によれば、聖和趣味の会の行為は不当景品類及び不当表示防止法第四条第二号の規定に違反する。

昭和四十四年三月三十一日

公正取引委員会

委員長　山田精一
委員　菊池淳一
委員　梅田孝久
委員　亀岡康夫
委員　有賀美智子

別添写　省略